

淡路島産食材等販路拡大活動助成事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、淡路島産農畜水産物の消費拡大及び農水産業に対する理解促進等を目的とする販路拡大活動に対して行う助成について必要な事項を定める。

第2 事業内容等

事業内容及び交付対象となる経費の範囲は次に掲げるとおりとする。

1 事業内容

食のブランド「淡路島」推進協議会会長（以下、「会長」という。）は、次に掲げる活動に要する経費に対して助成するものとする。

- (1) 淡路島産農畜水産物のPR活動
- (2) 淡路島産農畜水産物の販売促進活動
- (3) 淡路島産農畜水産物販売協力店の拡大活動
- (4) 会長が特に認める活動

2 交付対象経費

淡路島産農畜水産物のPR等に係る経費や販売促進資材の作成等に係る経費、農作業や漁業体験の実施等に係る経費及び事業の広告宣伝等に係る経費

第3 事業実施主体等

本事業の実施主体及び助成額は、次に掲げるとおりとする。

1 事業実施主体

- (1) 食のブランド「淡路島」推進協議会構成員
- (2) 食のブランド「淡路島」推進協議会賛助会員
- (3) 食のブランド「淡路島」推進協議会構成員が主体となって構成される組織

2 助成額

第2の2に定める交付対象経費について、100千円を限度に予算の範囲内において助成するものとする。ただし、複数の構成員が共同で活動を実施する場合は300千円を限度に定額で助成するものとする。

第4 助成の申請

- 1 助成を受けようとする事業実施主体は、承認申請書（様式第1号）を作成し、会長に提出するものとする。
- 2 会長は、1の承認申請書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認する。
- 3 事業実施主体は、活動内容の変更を行う場合は、1及び2に準じて、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。

第5 実績報告

- 1 事業実施主体は、実績報告書（様式第2号）を作成し、活動終了後1か月又は事業年度最終日のいずれか早い日までに会長へ報告するものとする。
- 2 特に報告を要する場合には、別途通知する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要となる事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。